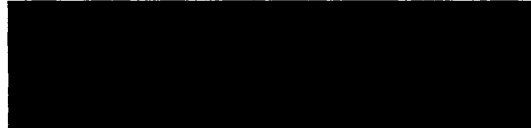


裁 決 書

審査請求人



同代理人



処分庁



審査請求人が平成31年3月6日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成31年3月6日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成14年5月17日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成31年2月6日に転居した。
- 3 平成31年2月26日、処分庁は請求人から受理した転居に係る移送費支給申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行い、同年3月6日付けで、請求人に通知した。
- 4 平成31年3月6日付けで、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分は不当であり、引越し費用の支払いを求める。

引越しが決まった事を、1月29日にケースワーカーに面会して口頭で申告した。その時に引越しについてのルールや、決まり事があるのなら、面会した時に言うべきだと思う。請求人たちは、そういう決まり事を一切聞いていないので、後から順序が違うから引越し費用は出せないと言われても本当に困り、不当である。

- (2) 審理員が平成31年4月26日に受領した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

引越までの経過を説明すると、平成30年5月ごろ請求人の妻（以下「妻」という。）からエアコンがつぶれた暑くて死にそうやと連絡があり、なんとかせんとだめだと思ったが、生活保護を受けいたので、代理人が、ケースワーカーに相談した。しばらくして、エアコンは付けられないが、引越は認めるので、エアコンの付いている所に引越すようにと言われたが、その時も引越についての説明も注意事項も無かった。請求人も、妻も、長年住み慣れた所を離れにくい事もあり、請求人がアルツハイマーの病気になっており今、生活環境が変わったりすれば、家族みんなが苦勞すると思い、代理人たち兄妹が少しづつお金を出し合い中古のエアコンを取り付け夏場の猛暑はなんとか乗り切ったが12月頃から妻の特病（肺気腫）が悪化し在宅で酸素吸入が必要な生活になってしまいこの時、生活している部屋は、文化住宅の二階にあり自分たちの部屋に出入りする事も困難になって来たので、妻と相談して、役所も引越を認めているから、一階の生活しやすい部屋を代理人が見つけて来て妻と二人で平成30年1月29日にケースワーカーに引越しが決まったので、2月5日、6日の日に引越しすると二人で処分庁まで行ったが、その時も重要事項説明書や引越業者三社の見積もりが必要な事などは、一切聞いていないし、後記2.(1)に、平成30年6月29日に重要事項の事や引越業者三社の見積もりが必要な事は言っていると述べているが、処分庁のだけれど、請求人たちのだれに言ったか、はっきりして欲しい。請求人どもは、本当に一切聞いていない。説明を聞いていれば、引越費用のお金の事で代理人も妻もしんどい思いはしないと思う。代理人が今回、審査請求したのは処分庁のケースワーカーが引越費用については、順序がちがうから出せないと言って来たので、順序があるのなら最初からその順序を分るように説明するべきで、請求人たちは、一切説明は聞いていない。

代理人が援助可能であったと判断できるものであり勝手に判断しているが、代理人自身、平成30年12月に多額の借金があり自己破産したばかりで、妻には本当に悪いと思うが援助する余裕もまったくないので処分庁は、引越の費用のお金を速やかに払ってくれる事を願う。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成31年3月6日付けの本件決定通知書には、「却下の理由 平成30年6月に代理人より、エアコンが故障しており、なんとかならないかとの相談を受けました。エアコン購入の扶助を検討したところ、扶助基準に該当することが困難であったため、本世帯の生活状況と住宅環境を勘案し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。）第7-4-(1)一カに該当すると認め、転居の必要性を説明し、その際に転居等にかかる敷金や引っ越し代の扶助を行うことを口頭にて伝えてあります。平成31年2月に転居する前日に転居にかかる費用は旧住居の敷金の戻り15万円があったため、すべて支払ったと電話連絡あり、その3日後、賃貸借契約証書等の提出があった時点で、処分庁に対して、引っ越し代金の請求を行ったものである。所内協議により、2月12日、申請書等の提出なく、転居にかかる費用がすべて完了しており、代理人が援助可能であったと判断できるものであり、支給できないことを伝えていたが、平成31年2月26日、移送費の支給申請を受理したものである。保護費の受給に際しては、エアコンの相談でもわかるとおり、事前に相談し、扶助申請が必要であることは、認識していたと判断するものであり、法第24条に基づき却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年4月9日に受領した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に係る経過

- 平成30年6月29日 高齢で病状療養上、転居が必要である（局長通知第7の4の(1)のイ）と判断して、重要事項説明書、引越し業者三社の見積もりが必要なことを説明した。
- 平成30年8月22日 請求人の自宅に訪問し面談したところ、妻は、慣れた場所なので引越したくないと言っていた。
- 平成31年1月29日 代理人と妻が来所し、転居したいと相談あり、昨年6月29日に転居が認められており、書類の提出は必要であるが、転居費用の支給は出来る旨を伝えた。
- 平成31年2月5日 代理人より明日転居する。
その費用については、旧住居の解約返戻金が15万円あったため、それを転居の費用にあて、不足分は代理人がすでに支払いを完了したと電話連絡があった。
- 平成31年2月8日 代理人が来所し、住宅費証明書、重要事項説明書、契約書、

領収書、解約返戻金の証明書等、関係書類一式の提出があった。

その際に、申請書類等を提出しないで転居し、すでに転居に関わる費用を支払済みのため、転居費用の支給が出来ないかもしれない旨を説明したが、代理人は、「俺は、転居費用を出して欲しいと言ったことはない」と発言し退所した。

その後、代理人より、転居費用と転居後の家賃の支給についての電話確認があったため、転居費用の支給については、検討し、転居後家賃は支給すると回答した。

平成31年2月15日 代理人が来所し、今までの経緯の確認を行い、転居費用の支給が出来ない場合は、訴える旨を告げて退所した。

平成31年2月22日 代理人に架電し、ケース診断会議の結果、転居費用については支給出来ない事となったことを伝えた。

平成31年2月25日 2月6日転居の為、日割り家賃を支給することを決定する。代理人より却下通知書が欲しいと電話連絡があったので、その為には申請書の提出が必要である旨伝えた。

平成31年2月26日 代理人が来所し、転居費用についての支給申請書が提出されたため受領した。

平成31年2月27日 代理人より、日割り家賃の支給が出来るのか確認の電話があり、支給すると回答した。

平成31年2月28日 代理人より、転居費用の却下通知書はいつ頃貰えるのか確認の電話あり、申請日から2週間以内に通知する旨を伝えた。

平成31年3月1日 ケース診断会議の結果、転居費用は支給出来ない事となった。

平成31年3月6日 代理人が来所し、日割り家賃と本件決定通知書を手渡した。

イ 本件決定の正当性について

本件決定については、平成31年2月に転居する前日に転居にかかる費用は旧住居の解約返戻金が15万円あったため、それを転居の費用にあて、不足分は代理人がすべて支払ったと電話連絡があり、その3日後、貸借契約証書等の提出があった時点で、処分庁に対して、引越し代金の請求を行ったものである。処分庁内協議により、申請書等の提出なく、転居に

かかる費用の支払いがすべて完了しており、代理人が援助可能であったと判断できるものであり、支給できないことを伝えていたが、平成31年2月26日、移送費の支給申請を受理したものである。

平成30年6月以降の経過により事前に相談し、援助申請が必要であることは認識していたと判断するものであり、違法・不当な点はない。

したがって、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年6月27日付けのケース記録票には、「請求人、妻共に、高齢で、病状療養上、環境条件が悪く、設備構造が居住に適さない為、転居が必要である。※係長、課長代理と協議した結果、局長通知第7-4-(1)一カに該当する為、転居を認めることとする。」との記載がある。

イ 平成30年6月29日付けのケース記録票には、「妻に、架電し、転居を許可する旨を伝え、冷房付きの物件を探す様に伝え、妻了承する。重要事項説明書、引越し業者の三社見積もりの提出と7月末までに転居するかもしれないと解約の手続きをする様、家主に伝えておく様、伝えた。(8月から、転居先で、居住出来る様に)

代理人に、架電し、転居の許可がでた為、冷房付きの物件を探し、転居する様、伝え代理人、了承する。重要事項説明書、引越し業者の三社見積もりの提出と解約の手続きをする様、伝えた。」との記載がある。

ウ 平成31年1月29日付けのケース記録票には、「転居に関しては、この夏に、転居の許可が得られている為、書類の記入・提出は、必要だが、費用は、支給出来る旨、伝える。」との記載がある。

エ 平成31年2月5日付けのケース記録票には、「代理人より架電あり。明日、引越しするとの事。転居に関する費用の支払いも完了したとの事。現宅の解約返戻金が1.5万円あった為、それを転居の費用にあて、不足分は、代理人が、支払ったとの事。契約書、領収書等、関係書類一式を提出する様、指示し、代理人、了承する。」との記載がある。

オ 平成31年2月19日付けのケース診断会議記録票の担当者の意見の欄には、「代理人に、書類の提出が必要である事は伝えたが、重要事項説明書、引越し業者の3社見積もり書の提出をする様に等、手順も踏まえて、具体的な説明はしていない為、理解出来なかったと訴えてきた。担当者は、書類の提出が必要である旨は、説明している。支給する事が出来るか、検討してほしい。」との記載があり、診断結果(内容及び結論)の欄には、「書類の必要性を説明している為、支給出来ない事と決定する。」との記載がある。

カ 平成31年2月26日に受付した移送費支給申請書の移送費の額を記載する欄には、「荷造費運搬費 58,320円」と記載があり、必要とする理由(目的、要件)を記載する欄には、「呼吸器疾患(肺気腫)のため 住居は二階にあるため階段の上り下りができなくなり生

活に支障があるので一階住居に引っ越しをするための費用をお願いします。」との記載がある。

キ 平成31年3月1日付けのケース診断会議記録票の担当者の意見の欄には、「代理人に、書類の提出が必要である事は伝えたが、重要事項説明書、引越し業者の3社見積もり書の提出をする様に等、手順も踏まえて、具体的な説明はしていない為、理解出来なかったと訴えてきた。担当者は、書類の提出が必要である旨は、説明している。支給する事が出来るか、検討してほしい。」との記載があり、診断結果（内容及び結論）の欄には、「書類の必要性を説明している為、支給出来ない事と決定する。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 局長通知第7の2の(7)のアの(サ)は、「被保護者が転居する場合（中略）で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と定めている。
- (2) 局長通知第7の4の(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会保護課長通知。）の第7の30の答は、「局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」と定め、その一つとして「11 病気療養上著しく環境条件が悪くと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と定めている。

2 本件決定について

(1) 転居の必要性について

処分行は、平成30年6月27日の時点で、請求人宅が前記1(3)の病気療養上著しく環境条件が悪く、設備構造が居住に適さないため、請求人世帯の転居の必要性を認めており、実際に転居した平成31年2月6日の時点においても、その状況に変化があったとは認められない。

請求人は、平成31年1月29日に転居について申し出た際、処分行から転居の許可は夏に出ており、書類の記入・提出は必要だが、費用は支給できるとの説明があったことから、同日に口頭で処分行に申告し承認を受けたものとみなし、転居に係る移送費の支給を認めるべきであると主張しているものと推認される。

(2) 転居費用の事前承認について

転居に係る移送費を支給できるのは、前記1(1)のとおり、「実施機関が事前に承認した必要最小限度の額と認められる場合」とされていることから、処分庁においては、引越業者3社の見積もりを事前に提出させることとしている。処分庁は平成30年6月27日にその旨説明を行ったと主張しているが、請求人は一切聞いていないと主張しており、この時点において説明があったかどうかについては判然としないところである。

また、請求人が転居の意思を明らかにしたと認められる平成31年1月29日に、処分庁が事前承認が必要である旨説明したと認めるに足る事実は見出すことはできず、これらを踏まえると、転居に係る移送費の形式的な事前承認がなかったことをもって、支給要件に該当しないと判断することはできない。

(3) 転居費用の支払いが完了していることについて

処分庁は、申請書等の提出なく転居費用の支払いが完了しており、代理人が援助可能であったものと判断できると主張しているが、援助する余裕はない旨の代理人の主張に対し、処分庁からの反証はなく、単に支払い済であることのみをもって、給付の必要性がないと判断したものと認めざるを得ない。

(4) まとめ

以上のとおり、請求人の転居に係る移送費について支給の必要性がないとした処分庁の判断は合理性を欠くものと認めざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

3. 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

